

令和元年 11 月

第 4 回稲城市議会定例会議案

(11 月 27 日開会
月 日閉会)

氏 名



稲城市告示第38号

令和元年第4回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和元年11月20日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 令和元年11月27日
- 2 場所 稲城市議会議場

令和元年第4回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第55号議案 稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- 第56号議案 稲城市生活文化施設条例の一部を改正する条例
- 第57号議案 稲城市押立ふれあい会館設置条例の一部を改正する条例
- 第58号議案 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第59号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第60号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第61号議案 稲城市手数料条例の一部を改正する条例
- 第62号議案 稲城市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 第63号議案 稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- 第64号議案 稲城市立公民館条例の一部を改正する条例
- 第65号議案 稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 第66号議案 稲城市立i（あい）プラザ条例の一部を改正する条例
- 第67号議案 稲城市体育施設条例の一部を改正する条例
- 第68号議案 稲城市学童クラブ設置条例の一部を改正する条例
- 第69号議案 稲城市地域振興プラザ条例の一部を改正する条例

- 第70号議案 稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第71号議案 稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 第72号議案 稲城市健康プラザ条例の一部を改正する条例
- 第73号議案 稲城市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第74号議案 稲城市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例
- 第75号議案 稲城市立公園条例の一部を改正する条例
- 第76号議案 稲城市公共物管理条例の一部を改正する条例
- 第77号議案 稲城市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第78号議案 稲城市立公園駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 第79号議案 稲城市下水道条例の一部を改正する条例
- 第80号議案 稲城市立病院使用条例の一部を改正する条例
- 第81号議案 稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第82号議案 稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第83号議案 稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第84号議案 平成31年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）
- 第85号議案 平成31年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 8 6 号議案 平成31年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 8 7 号議案 平成31年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

<そ の 他>

第 8 8 号議案 稲城市道路線の認定について（稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業関係
・ 1 路線）

第 8 9 号議案 稲城市道路線の認定について（南山東部土地区画整理事業関係・ 10 路線）

第 9 0 号議案 稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地区画整理事業関係・ 7 路線）

第 9 1 号議案 稲城市道路線の廃止について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・ 3 路線）

第 9 2 号議案 稲城市道路線の変更について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・ 1 路線）

第 9 3 号議案 稲城市道路線の認定について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・ 3 路線）

第 9 4 号議案 稲城市道路線の廃止について

第55号議案

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による会計年度任用職員制度の導入に伴い、稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 会計年度任用職員に支給する報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、月額にあつては375,000円、日額にあつては25,000円、時間額にあつては3,000円を超えない範囲内において規則で定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上前項の規定により難い職にあるとして任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定めるものとする。

3 前2項の規定により報酬の額を定めるときは、会計年度任用職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤の一般職の職員の給与との権衡を考慮しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、報酬の額に関し必要な事項は、規則で定める。

(報酬の支給方法等)

第3条 月額の報酬の支給方法は、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号。以下「給与条例」という。）第5条の適用を受ける職員の例による。

2 日額及び時間額の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数及び勤務時間により計算した総額を翌月の20日に支給する。ただし、同日が日曜日、土曜日又は稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成9年稲城市条例第8号）第11条の休日に当たるときは、繰上げ支給する。

3 会計年度任用職員が所定の勤務日数及び勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しなかった日数及び時間数について報酬を支給しない。

4 前3項に規定するもののほか、報酬の支給方法等に関し必要な事項は、規則で

定める。

(費用弁償)

第4条 会計年度任用職員が公務のために出張したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定により弁償する費用の額及び弁償の方法は、稲城市職員の旅費に関する条例（昭和40年稲城市条例第138号）の適用を受ける職員の例による。

3 前2項に規定するもののほか、費用弁償に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、規則で定める期末手当の基礎額に給与条例第18条第2項及び第3項に規定する割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めについては、給与条例第18条の2及び第18条の3の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、期末手当に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第56号議案

稲城市生活文化施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化並びに消費税率の引上げへの対応を図る観点から、稲城市生活文化施設の使用料を見直すため、稲城市生活文化施設条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市生活文化施設条例の一部を改正する条例

稲城市生活文化施設条例（平成25年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

生活文化施設の名称	区分	単位時間	使用料
稲城市生活文化施設ふれんど平尾	市民ホール	1時間	830円
	防音室	1時間	570円
	201会議室	1時間	400円
	202会議室	1時間	400円
	203会議室	1時間	400円
	204会議室	1時間	400円
	実習室	1時間	400円
	工作室	1時間	710円
	音楽室	1時間	360円
	301会議室	1時間	400円
	302会議室	1時間	400円
	調理室	1時間	710円
稲城市生活文化施設やのくち	大広間	1時間	430円
	和室1	1時間	330円
	和室2	1時間	200円
	多目的室	1時間	200円
	談話室	1時間	330円

備考

- 1 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。
- 2 市内に在住、在勤又は在学する者の人数が過半数に満たない団体の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

- 3 稲城市生活文化施設やのくちの談話室の使用料は、午前9時から午後5時までの間に限り、無料とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市生活文化施設条例の規定は、令和2年4月1日以後に施設の使用者が納付する使用料について適用し、同年3月31日までに当該使用者が納付する使用料については、なお従前の例による。

第57号議案

稲城市押立ふれあい会館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

現状の周辺施設及び使用の状況を踏まえ、稲城市押立ふれあい会館の葬祭場としての使用を廃止するため、稲城市押立ふれあい会館設置条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市押立ふれあい会館設置条例の一部を改正する条例

稲城市押立ふれあい会館設置条例（平成9年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

第5条中「次のとおりとする」を「稲城市の住民によって構成された団体とする」に改め、同条各号を削る。

第9条から第11条までを次のように改める。

第9条から第11条まで 削除

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第58号議案

会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による会計年度任用職員制度の導入等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、本案を提出する。

会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例

(稲城市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正)

第1条 稲城市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（昭和27年稲城市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2年」の次に「（法第22条の2第1項の会計年度任用職員については、任命権者が定める任期）」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

(稲城市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 稲城市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和27年稲城市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については、稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年稲城市条例第 号）第2条第1項の報酬の額）」を加える。

第4条第3項中「給与」の次に「又は報酬」を加える。

(稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「（法第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）」を加える。

第16条の3の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（」の次に「法第22条の2第1項の会計年度任用職員及び」を加える。

第18条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第18条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第19条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（稲城市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第4条 稲城市職員の旅費に関する条例（昭和40年稲城市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「場合には」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。

（稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項を削る。

別表8の部消費生活相談員の項及び地方公務員法第3条第3項第3号に基づく職の者の項を削る。

（稲城市職員定数条例の一部改正）

第6条 稲城市職員定数条例（昭和41年稲城市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第1条中「嘱託を含み、」を削る。

（稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第7条 稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年稲城市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び調査会」を「、調査会」に改め、「及び嘱託員」及び「の各号」を削る。

(稲城市一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正)

第8条 稲城市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和59年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員（）」の次に「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。」を加え、「、必要」を「必要」に改める。

(稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年稲城市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項本文の子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）

（第2条の4に規定する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、当該更新後の任期）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）

(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 稲城市一般職の職員の定年等に関する条例(昭和59年稲城市条例第14号)

第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合であって、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65

条第1項及び第2項に規定する産前産後の休業又は稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成9年稲城市条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第16条第1項の産前産後休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月か

ら2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第6条中「職員が」を「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。）が」に改める。

第14条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「再任

用短時間勤務職員」という。)を除く。)

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条に規定する短時間勤務をしている職員

第15条第1項中「に規定する」を「の」に改め、「以下」の次に「この条及び次条において」を、「勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「規定による」を削り、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。))」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

第16条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条中「職員が」を「職員(非常勤職員を除く。))が」に、「場合には」を「場合は」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条に次の1項を加える。

2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、当該非常勤職員に支給する報酬の額(給与条例第8条の通勤手当に相当する額を除く。))のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

(稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第10条 稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成9年稲城市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「市長の承認を得て」を「、その職務の性質等を考慮して」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条中稲城市一般職の職員の給与に関する条例第18条第1項、第18条の2第2号及び第19条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

第59号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項後段中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（特例措置）

第2条 令和元年12月に支給する勤勉手当に係るこの条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の62.5」とする。

（委任）

第3条 前条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第60号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

都市計画税の税率を0.27パーセントとする特例措置を令和2年度も適用することに伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第25条中「平成31年度分」を「令和2年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例付則第25条の規定は、令和2年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第61号議案

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、各種証明書の交付、台帳等の閲覧等に係る手数料を見直すため、稲城市手数料条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表1の項から6の項までを次のように改める。

1 市税に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) 窓口請求等により交付する場合 300円 (2) 郵送請求により交付する場合 400円 (1税目（固定資産税と都市計画税をあわせて賦課徴収している場合は、固定資産税と都市計画税をあわせて1税目とみなす。）ごとに1件とする。)
2 土地、建物又は償却資産に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) 窓口請求等により交付する場合 300円 (2) 郵送請求により交付する場合 400円 (土地は5筆、建物は5棟ごとに1件とし、償却資産は種類ごとに1件とする。)
3 印鑑登録に関する証明書の交付	1件につき 300円
4 住民基本台帳の記載事項に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件に

	つき次に掲げる額 (1) 窓口請求等により交付する場合 300円 (2) 郵送請求により交付する場合 400円
5 身分に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) 窓口請求等により交付する場合 300円 (2) 郵送請求により交付する場合 400円
6 不在籍、不在住に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) 窓口請求等により交付する場合 300円 (2) 郵送請求により交付する場合 400円

別表8の項から17の項までを次のように改める。

8 この表に定めるもののほか市長の指定する事項に関する証明書の交付	1件につき 300円
9 土地台帳又は家屋台帳の閲覧	1回につき 300円 (3冊以内をもって1回とする。)
10 公図の閲覧	1回につき 300円 (3枚以内をもって1回とする。)
11 固定資産課税台帳の閲覧(地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の関	1件につき 300円

	覧に供する場合を除く。)	
12	住民基本台帳の閲覧	1回につき 2,000円 (1人30分以内をもって1回とし、これを超えるときは30分ごとに2,000円を加算する。)
13	9の項から11の項までに定めるもののほか市長の指定する公簿等の閲覧	1回につき 300円
14	住民基本台帳(戸籍の附票を含む。)に係る住民票の写し等の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) 窓口請求等により交付する場合 300円 (2) 郵送請求により交付する場合 400円
15	削除	
16	13の項に定めるもののほか市長の指定する公簿の写し等の交付	1件につき 300円
17	印鑑登録証の再交付	1件につき 300円

別表33の項を次のように改める。

33	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項の規定に基づく個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	申請方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) 窓口申請等により審査する場合 1,300円 (2) 郵送申請により審査する場合 1,400円
----	---	--

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市手数料条例別表1の項、2の項、4の項、5の項、6の項、14の項及び33の項の規定（郵送請求により交付する場合又は郵送申請により審査する場合に限る。）は、請求又は申請に係る書面が令和2年4月1日以後に発送されたものに係る手数料について適用し、同年3月31日までに当該書面が発送されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

第62号議案

稲城市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化並びに行政財産の有効活用を図る観点から、市民生活の利便性や稲城市の魅力の向上に資するもの及び撮影のための一時的な使用に係る使用料を規定するため、稲城市行政財産使用料条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

稲城市行政財産使用料条例（昭和63年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（使用料の額）

第2条 土地、建物等の全部又は一部を使用させる場合の使用料は、1月当たりの額により算出するものとし、その額は、別表第1に定めるところによる。

2 土地、建物等の全部又は一部を使用させる場合であつて、使用期間が1日に満たないときの使用料は、前項の規定にかかわらず、適正な方法により算出した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市民生活の利便性及び市の魅力の向上に資するものとして市長が特に認めるもの並びに撮影のための土地又は建物の一時的な使用に係る使用料の額は、別表第2に定めるところによる。

付則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

項	財産の種類及び使用の状況	使用料の額
1	土地の全部	土地の位置、形状、環境、使用の態様等を考慮して算出した当該土地の適正な価格に、1,000分の2.5を乗じて得た額
2	建物の全部	建物及びその敷地について、それぞれ次に掲げる額 (1) 建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況並びに利用効率を考慮して算出した当該建物の適正な価格に1,000分の6を乗じて得た額 (2) 建物の敷地に相当する面積の土地について、1の項の規定により算出した土地の使用料に相当する額

3	土地の一部	1の項の規定により算出した土地の全部に係る使用料に相当する額に、当該土地の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
4	建物の一部	2の項の規定により算出した建物の全部に係る使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
5	建物以外の工作物	工作物の種類に応じ、土地又は建物の使用料の例により算出して得た額

別表第2（第2条関係）

項	財産の種類及び使用の状況	使用料の額
1	市民生活の利便性及び市の魅力の向上に資するものとして市長が特に認めるもの	(1) 当該使用による売上金額に100分の5から100分の10までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額 (2) 前号の規定にかかわらず、当該使用による売上金額を算出し難いものについては、当該使用の実情を考慮して規則で定める額
2	撮影 屋根を有する施設及びその周辺	1日につき20,000円（使用時間が4時間以下であるときは、1時間につき2,000円）
	屋根を有さない施設	1日につき10,000円（使用時間が4時間以下であるときは、1時間につき1,000円）

備考 時間が1時間未満であるとき又は1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市行政財産使用料条例の規定は、令和2年度以後の年度分の使用に係る使用料について適用し、平成31年度分までの使用に係

る使用料については、なお従前の例による。

第63号議案

稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化並びに消費税率の引上げへの対応を図る観点から、稲城市立学校施設の使用料を見直すため、稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

稲城市立学校施設使用条例（平成6年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用料金表（1時間単位）

区分	使用料
教室	1 教室当たり 420円
体育館	510円
校庭	340円
夜間照明	870円
クラブハウス	360円

備考 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市立学校施設使用条例の規定は、令和2年4月1日以後に施設の使用者が納付する使用料について適用し、同年3月31日までに当該使用者が納付する使用料については、なお従前の例による。

第64号議案

稲城市立公民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化並びに消費税率の引上げへの対応を図る観点から、稲城市立公民館の使用料を見直すため、稲城市立公民館条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市立公民館条例の一部を改正する条例

稲城市立公民館条例（昭和48年稲城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表2を次のように改める。

別表2（第9条関係）

名称	施設名	使用料（1時間につき）
稲城市立中央公民館	ホール	2,400円
	和室	420円
	講座室	330円
	実習室	330円
	視聴覚室	330円
	第一会議室	200円
	第二会議室	200円
	展示室	330円
	集会室	430円
稲城市立第二公民館	第一会議室	200円
	第二会議室	330円
	第三会議室	430円
	講座室	330円
	小会議室	150円
稲城市立第三公民館	第一集会室	430円
	第二集会室	430円
	講座室	330円
	視聴覚室	330円
	和室	330円
	談話室	200円
稲城市立第四公民館	会議室	200円
	視聴覚室兼音楽室	630円

	講座室兼集会室	430円
	和室	330円
	茶室	200円
	美術室	480円
稲城市立城山公民館	小会議室	200円
	中会議室	330円
	実習室	480円
	第1和室	330円
	第2和室	330円
	視聴覚室	830円
	講座室	330円

備考 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市立公民館条例の規定は、令和2年4月1日以後に施設の使用者が納付する使用料について適用し、同年3月31日までに当該使用者が納付する使用料については、なお従前の例による。

第65号議案

稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化並びに消費税率の引上げへの対応を図る観点から、城山体験学習館の使用料を見直すため、稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例（平成17年稲城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

施設名	使用料（1時間につき）
視聴覚室	620円
レクチャールーム1	300円
レクチャールーム2	300円
体験学習室1	300円
体験学習室2	300円
体験学習室3	300円
工房1	300円
工房2	300円

備考 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例の規定は、令和2年4月1日以後に施設の使用者が納付する使用料について適用し、同年3月31日までに当該使用者が納付する使用料については、なお従前の例による。

第66号議案

稲城市立 i（あい）プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化並びに消費税率の引上げへの対応を図る観点から、稲城市立 i（あい）プラザの使用料を見直すため、稲城市立 i（あい）プラザ条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市立 i (あい) プラザ条例の一部を改正する条例

稲城市立 i (あい) プラザ条例 (平成19年稲城市条例第11号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 9 条関係)

施設 (ホール等を除く。) の使用料

(単位 円)

区分	1 時間	1 日
講座・集会室 1	400	3,650
講座・集会室 2	400	3,650
講座・集会室 3	230	2,210
講座・集会室 4	230	2,210
講座・集会室 5	400	3,650
実習室	630	5,850
ギャラリー	—	4,000
プレイルーム	1,780	—
創作室	410	—

施設 (ホール等) の使用料

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	1 日
	午前 9 時～ 午前12時	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後10時	午前 9 時～ 午後10時
ホール (平日)	12,030	21,600	26,400	51,010
ホール (休日)	14,370	25,840	31,630	61,260
スタジオ	3,000	4,000	4,000	9,370
楽屋	970	1,280	1,280	2,890

備考

- 1 市民とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に勤務し、又は事業所を有する者
 - (3) 市内の学校に在学する者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める者
- 2 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。
- 3 プレイルーム及び創作室は、午後8時から午後10時までを有料とする。
- 4 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までをいい、平日とは休日以外の日をいう。
- 5 市民以外の者の施設の使用料は、この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設ごとにそれぞれ当該各号に掲げる額とする。ただし、10円未満を切り捨てるものとする。
 - (1) 施設（ホール等を除く。） この表に定める使用料に100分の200を乗じて得た額
 - (2) ホール（平日）及びホール（休日） この表に定める使用料に100分の150を乗じて得た額
 - (3) スタジオ及び楽屋 この表に定める使用料に100分の200を乗じて得た額
- 6 教育委員会の承認を受けて、別表第1に規定する使用時間以外の時間を使用する場合の当該使用時間の1時間当たりの使用料は、次の各号に掲げる施設ごとにそれぞれ当該各号に掲げる額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、10円未満を切り捨てるものとする。
 - (1) 施設（ホール等を除く。） 当該施設の1時間の欄の額
 - (2) 施設（ホール等） 当該施設の夜間の欄の1時間当たりの額
- 7 使用者が、施設を利用してイベント等を主催し、参加者から入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、この表の使用料（前項に規定する使用料がある場合は、当該使用料を含む。）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、10円未満を切り捨てるものとする。
 - (1) 入場料等の最高額が1人当たり1,000円を超え、2,000円以下の場合

100分の130

- (2) 入場料等の最高額が1人当たり2,000円を超え、3,000円以下の場合

100分の160

- (3) 入場料等の最高額が1人当たり3,000円を超え、5,000円以下の場合

100分の180

- (4) 入場料等の最高額が1人当たり5,000円を超える場合 100分の200

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市立i(あい)プラザ条例の規定は、令和2年4月1日以後に施設の使用者が納付する使用料について適用し、同年3月31日までに当該使用者が納付する使用料については、なお従前の例による。

第67号議案

稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化並びに消費税率の引上げへの対応を図る観点から、稲城市体育施設の使用料を見直す等のため、稲城市体育施設条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第27条を削り、第28条を第27条とする。

別表第2 稲城長峰スポーツ広場の項中「管理棟に隣接する駐車場にあっては午前8時から午後9時30分まで、芝生広場及びこれに隣接する駐車場にあっては」を「芝生広場にあっては、」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

1 総合体育館

名称	種類	単位時間等	使用料	
稲城中央公園総合 体育館	メインアリーナ	貸切 2時間50分	9,800円	
		個人	大人2時間50分	240円
			子ども2時間50分	120円
	ウエルネスアリーナ	貸切 2時間50分	4,900円	
		個人	大人2時間50分	240円
			子ども2時間50分	120円
	レクリエーションルー ム	貸切 2時間50分	2,500円	
		個人	大人2時間50分	240円
			子ども2時間50分	120円
	トレーニングルーム	個人	大人3時間	370円
	ランニング走路	個人	大人3時間	220円
			子ども	無料
	柔道場	貸切	2時間50分	1,830円
	剣道場	貸切	2時間50分	1,830円
弓道場	貸切	2時間50分	1,730円	
	個人	大人2時間50分	290円	
ちびっこプレイルーム	個人	子ども2時間50分	110円	

		幼児	無料
	ミーティングルーム(1)	貸切 2時間50分	1,680円
	ミーティングルーム(2)	貸切 2時間50分	850円
	放送室	貸切 2時間50分	1,480円

備考

- この表において、「幼児」とは3歳以下の者を、「子ども」とは中学生以下の者を、「大人」とは「幼児」及び「子ども」以外の者をいう。ただし、ちびっこプレイルームにおいて「子ども」とは4歳以上小学3年生以下の者を、トレーニングルームにおいて「大人」とは中学生以上の者をいう。
- 市内に在住、在勤又は在学する者の人数が過半数に満たない団体の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。
- 使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合において、当該使用者が支払うべき使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- トレーニングルームは中学生以上の者に限り、弓道場は「大人」に限り、ちびっこプレイルームは小学3年生以下の者に限り、それぞれ使用することができる。
- メインアリーナ、ウエルネスアリーナ、レクリエーションルーム及びミーティングルーム(1)については、これを2分の1又は3分の1に区分して使用することができる。この場合における使用料は、この表に定める額にそれぞれ2分の1又は3分の1を乗じて得た額とする。
- トレーニングルームとランニング走路を併せて使用する者については、ランニング走路の使用料は、無料とする。

2 総合グラウンド

名称	種類	単位時間等	使用料
稲城中央公園総合グラウンド	競技場	貸切 1時間	2,950円
		個人	大人 1回
		子ども及び高齢者	無料
	放送室	1時間	530円

	記録室	1 時間	420円
--	-----	------	------

備考

- この表において、「大人」とは中学生以上65歳未満の者を、「子ども」とは小学生以下の者を、「高齢者」とは65歳以上の者をいう。
- 市内に在住、在勤又は在学する者の人数が過半数に満たない団体の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。
- 使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合には、当該使用者が支払うべき使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。

3 野球場

名称	種類	単位時間等	使用料
稲城中央公園野球場	野球場	大人 2 時間	4,530円
		子ども 2 時間	2,260円
	本部室	2 時間	1,070円

備考

- この表において、「子ども」とは小学生以下の者のみを選手として構成した団体を、「大人」とは「子ども」以外の団体をいう。
- 市内に在住、在勤又は在学する者の人数が過半数に満たない団体の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。

4 テニスコート

名称	種類	単位時間等	使用料
稲城北緑地公園テニスコート	砂入り人工芝コート	1 面 2 時間	1,580円
大丸公園テニスコート	砂入り人工芝コート	1 面 2 時間	1,580円
城山公園テニスコート	ハードコート	1 面 2 時間	1,100円
	夜間照明	1 面 1 時間	780円
若葉台公園テニスコート	砂入り人工芝コート	1 面 2 時間	1,580円
	夜間照明	1 面 1 時間	780円

備考

- 夜間照明の使用料は、夜間照明を使用する場合に限り加算する。

2 市内に在住、在勤又は在学する者以外の者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。

3 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。

5 多目的広場

名称	種類	単位時間等	使用料
若葉台公園多目的広場	野球場	大人2時間	3,270円
		子ども2時間	1,630円
	サッカー場	大人2時間	3,270円
		子ども2時間	1,630円
	夜間照明	野球場1時間	3,220円
		サッカー場1時間	1,460円
稲城長峰スポーツ広場	サッカー場	大人2時間	9,880円
		子ども2時間	4,940円
	フットサル場	大人2時間	7,390円
		子ども2時間	3,690円
	多目的室1	2時間	1,020円
	多目的室2	2時間	1,020円
	芝生広場	2時間	320円
	サッカー場夜間照明設備	1時間	2,690円
	フットサル場夜間照明設備	1時間	670円
	南多摩スポーツ広場多目的広場	多目的広場	2時間

備考

- 1 夜間照明の使用料は、夜間照明を使用する場合に限り加算する。
- 2 この表において、「子ども」とは小学生以下の者のみを選手として構成した団体を、「大人」とは「子ども」以外の団体をいう。
- 3 市内に在住、在勤又は在学する者の人数が過半数に満たない団体の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

- 4 稲城長峰スポーツ広場の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合において、当該使用者が支払うべき使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 5 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。
- 6 この表に掲げる施設は、団体使用とする。ただし、稲城長峰スポーツ広場の芝生広場については、個人で使用することができる。
- 7 稲城長峰スポーツ広場の芝生広場の使用料は、個人使用の場合に限り、無料とする。

6 プール

名称	使用者の区分	単位時間等	使用料
大丸第2公園プール	大人	2時間	330円
		延長1時間	160円
	子ども	2時間	80円
		延長1時間	40円

備考

- 1 この表において、「大人」とは中学生以上の者を、「子ども」とは小学生をいう。
- 2 小学生未満の者の使用料は、無料とする。
- 3 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。

7 ふれんど平尾

名称	種類	単位時間等	使用料
ふれんど平尾体育館	体育館	貸切 1時間	510円
ふれんど平尾グラウンド	グラウンド	貸切 1時間	340円
	夜間照明	1時間	870円

備考

- 1 夜間照明の使用料は、夜間照明を使用する場合に限り加算する。
- 2 市内に在住、在勤又は在学する者の人数が過半数に満たない団体の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 3 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市体育施設条例の規定は、令和2年4月1日以後に施設の使用者が納付する使用料について適用し、同年3月31日までに当該使用者が納付する使用料については、なお従前の例による。

第68号議案

稲城市学童クラブ設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、学童クラブ育成料を見直すため、稲城市学童クラブ設置条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市学童クラブ設置条例の一部を改正する条例

稲城市学童クラブ設置条例（平成10年稲城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「5,000円」を「5,200円」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市学童クラブ設置条例の規定は、令和2年4月以後の月分の学童クラブ育成料について適用し、同年3月分までの学童クラブ育成料については、なお従前の例による。

第69号議案

稲城市地域振興プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化並びに消費税率の引上げへの対応を図る観点から、稲城市地域振興プラザの使用料を見直すため、稲城市地域振興プラザ条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市地域振興プラザ条例の一部を改正する条例

稲城市地域振興プラザ条例（平成24年稲城市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

施設	名称	単位時間	使用料
会議室	会議室（大）	1時間	1,220円
	会議室（中）	1時間	710円
	会議室（小）	1時間	510円

備考

- 1 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。
- 2 使用者の構成員に占める市内に在住、在勤又は在学する者の人数が過半数に満たない場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市地域振興プラザ条例の規定は、令和2年4月1日以後に施設の使用者が納付する使用料について適用し、同年3月31日までに当該使用者が納付する使用料については、なお従前の例による。

第70号議案

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第75条の規定による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例（平成26年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第3号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第71号議案

稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化並びに消費税率の引上げへの対応を図る観点から、廃棄物処理手数料、し尿処理手数料及び動物処理手数料を見直す等のため、稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年稲城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第52条第3項第4号イ中「ヌ」を「ル」に改め、同号中イをアとし、ロをイとし、ハをウとし、ニをエとする。

別表を次のように改める。

別表（第49条関係）

1 廃棄物処理手数料

(1) 家庭廃棄物

区分	手数料
ア 家庭廃棄物の収集、運搬及び処分	排出量に応じ、次に定める金額 (ア) 特小袋1枚分につき10円 (イ) 小袋1枚分につき20円 (ウ) 中袋1枚分につき40円 (エ) 大袋1枚分につき80円
イ 占有者が臨時に排出する家庭廃棄物の処分	1キログラムにつき43円

(2) 事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

区分	手数料
ア 事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分	(ア) 居住を伴う事業者が家庭廃棄物と事業系一般廃棄物を併せて排出する場合 排出量に応じ、次に定めるところにより算出して得た金額 a 1回の排出量が大き袋2枚分まで 大き袋1枚分につき80円 b 1回の排出量が大き袋2枚分を超える分 大き袋（事業系一般廃棄物用）1枚分につき290円

	(イ) 上記(ア)以外の事業者が事業系一般廃棄物を排出する場合	大袋（事業系一般廃棄物用）1枚分につき290円
イ	事業者が市長の指定する処理施設に運搬する事業系一般廃棄物の処分	1キログラムにつき43円

(3) 粗大ごみについては、上記(1)のア及び(2)のアに準じて品目別に規則で定める。

2 し尿処理手数料

区分		手数料
家庭廃棄物	市又は東京都が管理する公共下水道（汚水）の供用開始後3年を経過した区域内における収集	1回につき1,530円
	上記の区域外における収集で収集回数が月1回を超える場合	1回につき1,530円
事業系廃棄物	不特定多数の者が使用する事業所及び施設	36リットルにつき1,020円
	浄化槽残渣物の処分	1立方メートルにつき6,620円

3 動物処理手数料

動物の死体 1頭につき5,090円

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第52条第3項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「新条例」という。）別表1の部(1)の款アの項の規定及び同部(2)の款ア

の項の規定は、令和2年4月1日以後に納付する手数料について適用し、同年3月31日までに納付する手数料については、なお従前の例による。

第3条 新条例別表1の部(1)の款イの項の規定、同部(2)の款イの項の規定、同表2の部の規定及び同表3の部の規定は、令和2年4月1日以後に実施する処理について適用し、同年3月31日までに実施する処理については、なお従前の例による。

第72号議案

稲城市健康プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化並びに消費税率の引上げへの対応を図る観点から、稲城市健康プラザの利用料金を見直すため、稲城市健康プラザ条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市健康プラザ条例の一部を改正する条例

稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

プラザの利用料金の上限額

項目	施設名	利用料金の上限額		
		利用者の区分	基本料金	延長料金
個別	プール	子ども	2時間当たり210円	1時間当たり 150円
		大人	2時間当たり420円	
		シニア	2時間当たり320円	
	トレーニングジム・スタジオ	大人	2時間当たり420円	
		シニア	2時間当たり320円	
セット	プール・トレーニングジム・スタジオ	大人	4時間当たり630円	
		シニア	4時間当たり520円	

備考

- (1) この表において「子ども」とは3歳以上16歳未満の者を、「大人」とは16歳以上60歳未満の者を、「シニア」とは60歳以上の者をいう。
- (2) 第7条第2項ただし書の規定により3歳未満の者（トレーニングジムについては、16歳未満の者）が利用する場合は、利用料金は、無料とする。
- (3) コミュニティ・ふれあいセンターの利用料金は、無料とする。
- (4) 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市健康プラザ条例の規定は、令和2年4月1日以後に施設の利用者が当該施設の料金設定に基づき納付する利用料金について適用し、同年3月31日までに当該利用者が当該施設の料金設定に基づき納付する利用料金については、なお従前の例による。

第73号議案

稲城市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、稲城市道路の占用料を見直す等のため、並びに道路法（昭和27年法律第180号）及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）の改正に伴い、稲城市道路占用料等徴収条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

稲城市道路占用料等徴収条例（昭和48年稲城市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第4条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「し、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立」を削り、「許可又は当該協議」を「許可」に改め、「し、又は当該協議が成立」及び「又は占用の協議が成立した日」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用料の額

占用物件		単位	占用料
1 法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	(1) 第1種電柱	1本につき1年	1,890
	(2) 第2種電柱		2,910
	(3) 第3種電柱		3,920
	(4) 第1種電話柱		1,690
	(5) 第2種電話柱		2,710
	(6) 第3種電話柱		3,720
	(7) その他の柱類		170
	(8) 共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	17
	(9) 地下電線その他地下に設ける線類		10
	(10) 路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,660
	(11) 地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,010
	(12) 変圧塔その他これに類す	1個につき1年	3,380

	るもの及び公衆電話所			
	(13)	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	8,190
	(14)	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,380
2 法第32条第1項第2号に掲げる物件	(1)	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	71
	(2)	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		100
	(3)	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150
	(4)	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200
	(5)	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		410
	(6)	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		710
	(7)	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,010
	(8)	外径が1メートル以上のもの		2,030
3	法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,380
4	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,690
5	法第32条第1項第5号に掲げる施設	(1) 地下街及び地下室 ア 階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価（以下単に「土地の時価」とい

				う。) に 0.004を乗じ て得た額
		イ 階数が2 のもの		土地の時価に 0.006を乗じ て得た額
		ウ 階数が3 以上のもの		土地の時価に 0.008を乗じ て得た額
	(2) 上空に設ける通路			4,090
	(3) 地下に設ける通路			2,460
	(4) その他のもの			3,380
6 法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	(1) 商品置場その他これに類 するもの		占用面積1平方メ ートルにつき1年	8,190
	(2) 祭礼、縁日等に際し、一 時的に設けるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1日	82
7 道路法施 行令（昭和 27年政令第 479号。以 下「令」と いう。）第 7条第1号 に掲げる物 件	(1) 看板（アーチ式であるも のを除く。）		表示面積1平方メ ートルにつき1年	8,190
	(2) 標識		1本につき1年	2,710
	(3) 旗ざお及 び幕	ア 祭礼、縁 日等に際 し、一時的 に設けるも の	占用面積1平方メ ートル又は1本に つき1日	82
		イ その他の もの	占用面積1平方メ ートル又は1本に つき1年	8,190
	(4) アーチ式 工作物	ア 車道を横 断するもの	1基につき1年	81,870

		イ その他のもの		40,940	
8	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	8,190	
9	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場		占用面積1平方メートルにつき1年	8,190	
10	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,380	
11	令第7条第8号に掲げる施設	(1) 上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	ア 階数が1のもの	土地の時価に0.006を乗じて得た額	
			イ 階数が2のもの		土地の時価に0.008を乗じて得た額
			ウ 階数が3のもの		土地の時価に0.011を乗じて得た額
			エ 階数が4以上のもの		土地の時価に0.012を乗じて得た額
		(2) その他のもの	土地の時価に0.024を乗じて得た額		
12	令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び	(1) 建築物	ア 階数が1のもの	土地の時価に0.006を乗じて得た額	
			イ 階数が2のもの		土地の時価に0.008を乗じて得た額

自動車駐車場	ウ 階数が3のもの	土地の時価に0.011を乗じて得た額
	エ 階数が4以上のもの	土地の時価に0.012を乗じて得た額
	(2) その他のもの	土地の時価に0.006を乗じて得た額
13 令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	土地の時価に0.024を乗じて得た額

備考

- (1) 金額の単位は、円とする。
- (2) 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (3) 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (4) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- (5) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- (6) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1

メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。

(7) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。なお、占用の期間が30日に満たないものについては、1月として計算するものとする。

(8) 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）の合計額とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市道路占用料等徴収条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の占用に係る占用料について適用し、平成31年度分までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

第3条 新条例の規定にかかわらず、令和2年3月31日までに道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項に規定する道路の占用の許可を受けた者（次条第1項の電気事業者等を除く。）が同年4月1日以後も当該占用を引き続いて行う場合における令和2年度分の占用料の単位当たりの額（以下「単位額」という。）は、当該占用の平成31年度分の占用料の算出の基礎となった単位額に100分の120を乗じて得た額又は新条例に規定する単位額のいずれか低い方の額と

する。

- 2 前項に規定する場合において、同項の占用をした者が令和3年度以後もなお当該占用を引き続いて行う場合の単位額は、令和3年度以後の各年度分について、それぞれ前年度分の占用料の算出の基礎となった単位額に100分の120を乗じて得た額又は新条例に規定する単位額のいずれか低い方の額とする。

第4条 新条例の規定にかかわらず、令和2年3月31日までに道路法第32条第1項又は第3項に規定する道路の占用の許可を受けた電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号の一般送配電事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項のガス事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者（以下「電気事業者等」という。）が同年4月1日以後も当該占用を引き続いて行う場合における令和2年度分の占用料の総額は、当該占用の平成31年度分の占用料の算出の基礎となった単位額に100分の120を乗じて得た額により算出した額又は新条例に規定する単位額により算出した額のいずれか低い方の額とする。

- 2 前項に規定する場合において、同項の占用をした電気事業者等が令和3年度以後もなお当該占用を引き続いて行う場合の令和3年度以後の各年度分の占用料の総額は、それぞれ前年度分の占用料の算出の基礎となった単位額に100分の120を乗じて得た額により算出した額又は新条例に規定する単位額により算出した額のいずれか低い方の額とする。

第74号議案

稲城市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化並びに消費税率の引上げへの対応を図る観点から、撤去した自転車及び原動機付自転車の返還に係る手数料を見直すため、稲城市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

稲城市自転車等の放置防止に関する条例（昭和59年稲城市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「2,000円」を「3,000円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「4,500円」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第75号議案

稲城市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、市立公園の占用料等を見直す等のため、及び都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）第2条の規定による都市公園法（昭和31年法律第79号）の改正等を踏まえ、稲城市立公園条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市立公園条例の一部を改正する条例

稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第2項中「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第2条の5の次に次の2条を加える。

（公募対象公園施設の建築面積の基準）

第2条の6 省令第3条の3に規定する公募対象公園施設である建築物（前条に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、市立公園の敷地面積の100分の10を限度として第2条の4の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

（運動施設の敷地面積の基準）

第2条の7 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第3条第1項第3号中「興業」を「興行」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（許可の特例）

第3条の2 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の規定による許可に係る行為については、この限りでない。

第6条各号列記以外の部分中「第2項」を「第1項」に、「次」を「、次」に改め、同条第3号中「当該」を「、当該」に改める。

第9条第1項中「第3条」の次に「第1項又は第3項」を加え、同条第2項中「第2項」を「第1項」に改め、「稲城市行政財産使用料条例（昭和63年稲城市条例第12号）第2条の規定により算出した額の使用料」を「別表第2に定める使用料」に改める。

第10条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第16条を次のように改める。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第16条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第9条関係)

行為の種類	単位	金額
1 業として行う写真又は映画撮影	1日につき(使用時間が4時間以下であるときは、1時間につき)	10,000円(使用時間が4時間以下であるときは、1,000円)
2 物品の販売その他の営業行為		(1) 当該行為による売上金額に100分の5から100分の10までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額 (2) 前号の規定にかかわらず、当該行為による売上金額を算出し難いものについては、当該行為の実情を考慮して規則で定める額
3 競技会その他の行為	1平方メートル1日につき	6円

備考

- 1 時間が1時間未満であるとき又は1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 面積が1平方メートル未満であるとき又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。

別表第2 (第10条関係)

占用物件	単位	金額 (円)
------	----	-----------

1 電柱	(1) 第1種電柱	1本1年につき	1,890	
	(2) 第2種電柱		2,910	
	(3) 第3種電柱		3,920	
	(4) 第1種電話柱		1,690	
	(5) 第2種電話柱		2,710	
	(6) 第3種電話柱		3,720	
	(7) その他の柱類		170	
2 標識		1本1年につき	2,710	
3 水道管、 下水道管、 ガス管	(1) 外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	71	
	(2) 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		100	
	(3) 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150	
	(4) 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200	
	(5) 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		410	
	(6) 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		710	
	(7) 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,010	
	(8) 外径が1メートル以上のもの		2,030	
4 電線	(1) 電線	長さ1メートル1 年につき	17	
	(2) 地下電線		ア 外径が0.07メートル未満のもの	71
			イ 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	100
			ウ 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	150

	エ 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200	
	オ 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		410	
	カ 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		710	
	キ 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,010	
	ク 外径が1メートル以上のもの		2,030	
5	鉄塔	占用面積1平方メートル1年につき	3,380	
6	変圧塔、マンホール類及び公衆電話所	1個1年につき	3,380	
7	郵便差出箱	1個1年につき	1,350	
8	地下の 占用物件	(1) 地上露出部分	占用面積1平方メートル1年につき	3,380
		(2) 地下部分	占用面積1平方メートル1年につき	2,460
9	高架の占用物件	占用面積1平方メートル1年につき	1,690	
10	天体・気象又は土地の観測施設	占用面積1平方メートル1年につき	3,380	
11	その他の占用	占用面積1平方メートル1年につき	3,380	

備考

- 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。なお、占用の期間が30日に満たないものについては、1月として計算するものとする。
- 4 占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。
- 5 占用料の額は、金額の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、金額の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）の合計額とする。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条関係）

区分	単位	金額
1 土地を使用する場合	1平方メートル 1月につき	174円（公募の方法により公園施設を設置する場合にあつては、この項で定める使用料の額に33を乗じて得た額以内）

備考

- 1 使用の期間が1月未満であるとき又は使用の期間に1月未満の端数がある

ときは、1月として計算するものとする。

- 2 面積が1平方メートル未満であるとき又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市立公園条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和2年4月1日以後に市立公園の利用者が納付する使用料について適用し、同年3月31日までに当該利用者が納付する使用料については、なお従前の例による。

第3条 新条例別表第3の規定は、令和2年度以後の年度分の占用に係る占用料について適用し、平成31年度分までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

第4条 新条例の規定にかかわらず、令和2年3月31日までに都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項に規定する市立公園の占用の許可を受けた者が同年4月1日以後も当該占用を引き続いて行う場合における令和2年度分の占用料の単位当たりの額（以下「単位額」という。）は、当該占用の平成31年度分の占用料の算出の基礎となった単位額に100分の120を乗じて得た額又は新条例に規定する単位額のいずれか低い方の額とする。

- 2 前項に規定する場合において、同項の占用をした者が令和3年度以後もなお当該占用を引き続いて行う場合の単位額は、令和3年度以後の各年度分について、それぞれ前年度分の占用料の算出の基礎となった単位額に100分の120を乗じて得た額又は新条例に規定する単位額のいずれか低い方の額とする。

第76号議案

稲城市公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、公共物の占用料を見直す等のため、稲城市公共物管理条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市公共物管理条例の一部を改正する条例

稲城市公共物管理条例（平成13年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

種別		単位	占用料
1	流水占用料（発電のためのものを除く。）	使用水量1リットル毎秒につき1年	6,189円
2 土地 占用 料	(1) 橋りょう（添架物を含む。）の設置又は給排水等河川を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの	1平方メートルにつき1年	1,050円
	(2) 河川、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの		
	(3) 通路その他原状のまま使用することを目的とするもの		
	(4) 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置を目的とするもの	1平方メートルにつき1年	310円
	(5) ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの		
	(6) 仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の付属施設の設置を目的とするもの（(2)に該当するものを除く。）	1平方メートルにつき1年	1,050円
	(7) 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。以下同じ。）及び鉄塔の設置を目的とするもの	1平方メートルにつき1年	1,050円

(8) 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの	1 平方メートルにつき 1 年	520円
(9) その他のもの	1 平方メートルにつき 1 年	1,050円

備考

- 1 流水占用料において、使用水量が 1 リットル毎秒未満であるとき、又は使用水量に 1 リットル毎秒未満の端数があるときのその水量又は端数は、それぞれ 1 リットル毎秒として計算する。
- 2 電柱及び底面積が 4 平方メートル未満の鉄塔については、各 1 本につき 4 平方メートルを占用するものとみなす。
- 3 電線及びこれに類する架空線については、支持物（電柱、鉄塔等）の腕木、張出し（アーム）等の幅員に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これによることが困難なものについては延長によることとし、延長 2 メートルをもって 1 平方メートルを占用するものとみなす。
- 4 ガス管、ケーブル、水管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。
- 5 土地占用料において、占用面積が 1 平方メートル未満であるとき、又は占用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときのその面積又は端数は、それぞれ 1 平方メートルとして計算する。
- 6 流水の占用等の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。なお、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

種別		単位	占用料
1 電柱・電話柱	(1) 第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1,890円
	(2) 第 2 種電柱		2,910円
	(3) 第 3 種電柱		3,920円
	(4) 第 1 種電話柱		1,690円
	(5) 第 2 種電話柱		2,710円

	(6) 第3種電話柱		3,720円
	(7) その他の柱類		170円
2 電線	(1) 共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	17円
	(2) 地下電線その他地下に設ける線類		10円
3 変圧器	(1) 路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,660円
	(2) 地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,010円
4 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	3,380円
5 広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	8,190円
6 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する管類	(1) 外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	71円
	(2) 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		100円
	(3) 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150円
	(4) 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200円
	(5) 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		410円
	(6) 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		710円
	(7) 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,010円
	(8) 外径が1メートル以上のもの		2,030円

7	鉄道、軌道その他これらに類する施設	占用面積1平方メートルにつき1年	3,380円
8	歩廊その他これに類する施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,690円
9	露店、商品置場その他これらに類する施設	(1) 商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年 8,190円
		(2) 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日 82円
10	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年	8,190円
11	標識	1本につき1年	2,710円
12	旗ざお及び幕	(1) 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日 82円
		(2) その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年 8,190円
13	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び工事用材料の置場	占用面積1平方メートルにつき1年	8,190円
14	仮設小屋、仮設店舗、工事用建物その他の仮設建築物及び仮収容施設	占用面積1平方メートルにつき1年	3,380円
15	物品の販売その他の営業行為		(1) 当該行為による売上金額に100分の5から100分の10までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得

		た額 (2) 前号の規定にかかわらず、当該行為による売上金額を算出し難いものについては、当該行為の実情を考慮して規則で定める額
--	--	--

備考

- 1 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、表面の表示面積については5割減とする。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メ

ートルとして計算するものとする。

- 6 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有期間が1年未満であるとき、又は当該占有期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 7 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占有期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）とする。ただし、当該占有期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占有期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）の合計額とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市公共物管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の占有に係る占用料について適用し、平成31年度分までの占有に係る占用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

第3条 新条例の規定にかかわらず、令和2年3月31日までに改正前の稲城市公共物管理条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項に規定する公共物の占有の許可を受けた者（次条第1項の電気事業者等を除く。）が同年4月1日以後も当該占有を引き続いて行う場合の令和2年度分の占用料の単位当たりの額（以下「単位額」という。）は、当該占有の平成31年度分の占用料の算出の基礎となった単位額に100分の120を乗じて得た額又は新条例に規定する単位額のいずれか低い方の額とする。

- 2 前項に規定する場合において、同項の占有をした者が令和3年度以後もなお当該占有を引き続いて行う場合の単位額は、令和3年度以後の各年度分について、

それぞれ前年度分の占用料の算出の基礎となった単位額に100分の120を乗じて得た額又は新条例に規定する単位額のいずれか低い方の額とする。

第4条 新条例の規定にかかわらず、令和2年3月31日までに旧条例第5条第1項に規定する公共物の占用の許可を受けた電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号の一般送配電事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項のガス事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者（以下「電気事業者等」という。）が同年4月1日以後も当該占用を引き続いて行う場合における令和2年度分の占用料の総額は、当該占用の平成31年度分の占用料の算出の基礎となった単位額に100分の120を乗じて得た額により算出した額又は新条例に規定する単位額により算出した額のいずれか低い方の額とする。

2 前項に規定する場合において、同項の占用をした電気事業者等が令和3年度以後もなお当該占用を引き続いて行う場合の令和3年度以後の各年度分の占用料の総額は、それぞれ前年度分の占用料の算出の基礎となった単位額に100分の120を乗じて得た額により算出した額又は新条例に規定する単位額により算出した額のいずれか低い方の額とする。

第77号議案

稲城市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、準用河川に係る流水占用料及び土地占用料を見直す等のため、稲城市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

稲城市準用河川流水占用料等徴収条例（平成13年稲城市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

種別		単位	占用料
1	流水占用料（発電のためのものを除く。）	使用水量1リットル毎秒につき1年	6,189円
2 土地 占用 料	(1) 橋りょう（添架物を含む。）の設置又は給排水等河川を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの	1平方メートルにつき1年	1,050円
	(2) 河川、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの		
	(3) 通路その他原状のまま使用することを目的とするもの		
	(4) 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置を目的とするもの	1平方メートルにつき1年	310円
	(5) ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの		
	(6) 仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の付属施設の設置を目的とするもの（2の(2)に該当するものを除く。）	1平方メートルにつき1年	1,050円
	(7) 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。以下同じ。）及び鉄塔の設置を目的とするもの	1平方メートルにつき1年	1,050円

(8) 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの	1平方メートルにつき1年	520円
(9) 法第100条第1項に基づき準用する法第24条の許可を行う者が別に指定する区域において、都市及び地域の再生等のために利用する広場等及び当該広場等と一体をなす飲食店、売店その他の施設並びにこれらに類する施設の設置を目的とするもの	1平方メートルにつき1年	1,570円
(10) その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円

備考

- 1 流水占用料において、使用水量が1リットル毎秒未満であるとき、又は使用水量に1リットル毎秒未満の端数があるときのその水量又は端数は、それぞれ1リットル毎秒として計算する。
- 2 電柱及び底面積が4平方メートル未満の鉄塔については、各1本につき4平方メートルを占有するものとみなす。
- 3 電線及びこれに類する架空線については、支持物（電柱、鉄塔等）の腕木、張出し（アーム）等の幅員に延長を乗じて得た面積を占有するものとみなす。ただし、これによることが困難なものについては延長によることとし、延長2メートルをもって1平方メートルを占有するものとみなす。
- 4 ガス管、ケーブル、水管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占有するものとみなす。
- 5 土地占用料において、占有面積が1平方メートル未満であるとき、又は占有面積に1平方メートル未満の端数があるときのその面積又は端数は、それぞれ1平方メートルとして計算する。
- 6 流水の占有等の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市準用河川流水占用料等徴収条例の規定は、令和2年度以後の年度分の占用に係る占用料について適用し、平成31年度分までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

第78号議案

稲城市立公園駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、稲城市役所駐車場を有料化するとともに、駐車場に関する条例を統合するため、稲城市立公園駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市立公園駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市立公園駐車場の管理等に関する条例（平成24年稲城市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例

第1条中「稲城市立公園」を「稲城市（以下「市」という。）が設置する公共施設」に改める。

第3条第1号中「道路交通法」を「普通自動車（道路交通法）に、「に規定する」を「の」に改め、「もの」の次に「をいう。第6条第1項及び第2項において同じ。）」を加え、同条第2号中「消防用自動車、救急用自動車又は」を削り、同条第3号中「稲城市（以下「市」という。）」を「市」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める駐車場の区画においては、次の各号に掲げる区画の区分に応じ、当該各号に定める自動車を駐車できるものとする。

- (1) 大型車専用区画 大型自動車、中型自動車及び準中型自動車（道路交通法第3条の大型自動車、中型自動車及び準中型自動車のうち、車体の長さが12メートル以下であり、幅が2.5メートル以下であり、かつ、高さが3.8メートル以下であるものをいう。第6条第3項及び第4項において同じ。）
- (2) 二輪車専用区画 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（道路交通法第3条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。第6条第5項において同じ。）

第6条第1項中「駐車場の」を「普通自動車に係る」に改め、「をいう。」の次に「第3項において同じ。」を加え、同条第2項中「かかわらず、」の次に「普通自動車に係る」を加え、「1,200円」を「、1,200円」に改め、同条に次の3項を加える。

3 大型自動車、中型自動車及び準中型自動車に係る駐車料金の額は、次の各号に掲げる駐車時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 1時間未満の場合 無料
- (2) 1時間以上2時間以内の場合 600円

(3) 2時間を超える場合 600円に、当該超える時間について1時間までごとに300円を加算した額

4 前項の規定にかかわらず、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車に係る24時間当たりの駐車料金の額が3,600円を超える場合は、当該24時間当たりの額は、3,600円とする。

5 大型自動二輪車及び普通自動二輪車に係る駐車料金は、無料とする。

別表第1 城山公園中央図書館駐車場の項の前に次のように加える。

稲城市役所第一駐車場	稲城市東長沼2111番地
稲城市役所第二駐車場	稲城市東長沼2112番地の1
稲城市役所第三駐車場	稲城市東長沼2128番地の3

別表第1に次のように加える。

稲城長峰スポーツ広場駐車場	稲城市長峰三丁目10番地の1
---------------	----------------

別表第2 城山公園中央図書館駐車場の項の前に次のように加える。

稲城市役所第一駐車場	午前0時から午後12時まで
稲城市役所第二駐車場	午前0時から午後12時まで
稲城市役所第三駐車場	午前0時から午後12時まで

別表第2に次のように加える。

稲城長峰スポーツ広場駐車場	1 管理棟前 午前8時から午後9時30分まで 2 芝生広場前 午前8時から午後5時まで（6月から8月までの間は、午前8時から午後7時まで）
---------------	--

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1 城山公園中央図書館駐車場の項の前に3項を加える改正規定及び別表第2 城山公園中央図書館駐車場の項の前に3項を加える改正規定は、令和3年3月31日までの間において規則で

定める日から施行する。

第79号議案

稲城市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定を踏まえ、稲城市下水道条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市下水道条例の一部を改正する条例

稲城市下水道条例（昭和60年稲城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。

第10条の8第5項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第80号議案

稲城市立病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、稲城市立病院の使用料及び手数料を見直すため、稲城市立病院使用条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市立病院使用条例の一部を改正する条例

稲城市立病院使用条例（昭和45年稲城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「切り捨てる。）」の次に「。ただし、駐車場使用料にあつては、第2項の算定基本額によって計算した額を当該得た額とする。」を加える。

別表第1の2の項及び3の項を次のように改める。

2	特別室料	1人室（A） 1日 15,000円	
		1人室（B） 1日 10,000円	
		2人室 1人につき1日 4,000円	
3	非紹介患者初診 加算料	1回 2,600円	緊急その他やむを得ないと管理者が認めるときは、無料とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

手数料の算定基本額

項	種別	算定基本額
1	診断書	1通 2,000円
2	検案書	1通 2,000円
3	証明書	1通 2,000円
4	診察券の再発行	1件 100円

備考 特に複雑な手数を要する手数料の算定基本額は、第2条第4項の規定に基づいて算定した額、他の病院又は診療所との均衡その他の事情を考慮した上で、10,000円を限度として管理者が定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市立病院使用条例（以下「新条例」という。）別表第1の2の項の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る特別室料について適用し、同年3月31日までの使用に係る特別室料については、なお従前の例による。

第3条 新条例別表第2の1の項から3の項までの規定は、令和2年4月1日以後に交付の請求を受け付けたものに係る手数料について適用し、同年3月31日までに交付の請求を受け付けたものに係る手数料については、なお従前の例による。

第81号議案

稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成30年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（特例措置）

第2条 令和元年12月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の232.5」とあるのは「100分の235」とする。

第82号議案

稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による会計年度任用職員制度の導入等に伴い、稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（常時勤務を要する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下「企業職員」という。）」を削る。

第2条第1項中「企業職員」を「稲城市病院事業企業職員のうち常時勤務を要する職員（臨時的に任用される職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の短時間勤務の職を占める職員（以下「企業職員」という。）」に改める。

第15条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当するに至って同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第16条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当するに至って同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第23条の見出し中「及び臨時的任用職員」を「等」に改め、同条中「非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び臨時的に任用される」を「企業職員以外の」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

第83号議案

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）の施行に伴い、稲城市火災予防条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第41条第3項中「見とおす」を「見通す」に改め、同条第6項中「平成20年総務省令第156号」の次に「。第55条の5の4において「特定小規模施設省令」という。」を、「平成22年総務省令第7号」の次に「。第55条の5の4において「複合型居住施設省令」という。」を加える。

第55条の5の4第2項第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同項第7号を第8号とし、同項第6号中「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）」を「複合型居住施設省令」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 設置維持義務部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設省令第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第84号議案

平成 31 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 31 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）

平成31年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,479,576千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,051,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 使用料及び手数料		643,063	55,750	698,813
	2 手数料	333,411	55,750	389,161
16 国庫支出金		5,168,893	2,238	5,171,131
	2 国庫補助金	729,200	2,238	731,438
17 都支出金		5,729,187	10,404	5,739,591
	2 都補助金	3,858,260	10,404	3,868,664
20 繰入金		940,515	59,993	1,000,508
	1 基金繰入金	939,328	59,993	999,321
22 諸収入		745,611	41,639	787,250
	4 雑収入	219,704	41,639	261,343
23 市債		3,431,590	△1,649,600	1,781,990
	1 市債	3,431,590	△1,649,600	1,781,990
歳入合計		36,530,843	△1,479,576	35,051,267

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		316,301	△1,483	314,818
	1 議 会 費	316,301	△1,483	314,818
2 総 務 費		3,275,782	156,171	3,431,953
	1 総 務 管 理 費	2,528,634	172,177	2,700,811
	2 徴 税 費	413,361	△2,350	411,011
	3 戸籍住民基本台帳費	167,797	△4,608	163,189
	4 選 挙 費	133,114	△9,326	123,788
	6 監 査 委 員 費	29,088	278	29,366
3 民 生 費		15,986,959	17,216	16,004,175
	1 社 会 福 祉 費	4,805,616	22,833	4,828,449
	2 児 童 福 祉 費	8,798,836	△2,560	8,796,276
	3 生 活 保 護 費	2,350,327	△3,493	2,346,834
	4 国 民 年 金 費	31,955	436	32,391
4 衛 生 費		2,886,944	27,058	2,914,002
	1 保 健 衛 生 費	1,530,018	1,945	1,531,963
	2 清 掃 費	1,356,926	25,113	1,382,039
6 農 林 費		62,311	10,831	73,142
	1 農 業 費	62,311	10,831	73,142
7 商 工 費		426,496	803	427,299

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商 工 費	426,496	803	427,299
8 土 木 費		3,677,082	21,206	3,698,288
	1 土 木 管 理 費	521,290	△7,957	513,333
	2 道 路 橋 梁 費	1,071,068	20,895	1,091,963
	3 河 川 費	88,954	9,145	98,099
	4 都 市 計 画 費	1,981,614	△877	1,980,737
9 消 防 費		1,177,291	8,493	1,185,784
	1 消 防 費	1,177,291	8,493	1,185,784
10 教 育 費		6,708,650	△1,719,871	4,988,779
	1 教 育 総 務 費	423,762	410	424,172
	3 中 学 校 費	755,453	47	755,500
	5 社 会 教 育 費	1,094,360	1,317	1,095,677
	6 保 健 体 育 費	2,783,217	△1,721,645	1,061,572
歳 出 合 計		36,530,843	△1,479,576	35,051,267

第2表 債務負担行為補正

(廃止)

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
第一調理場学校給食配送業務委託	平成31年度から令和7年度まで	186,007	—	—	第一調理場建替移転工事の工期の翌年度への延長により、第一調理場の移転時期が遅れるため

第3表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
第一調理場建替移転事業債	2,091,300	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	441,700	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 15 款 使用料及び手数料 (補正額 55,750 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	手 数 料	333,411	55,750	389,161		
	2 衛 生 手 数 料	303,758	55,750	359,508		
					2 清 掃 手 数 料	55,750
	計	643,063	55,750	698,813		

第 16 款 国庫支出金 (補正額 2,238 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	国 庫 補 助 金	729,200	2,238	731,438		
	1 民生費国庫補助金	512,952	1,310	514,262		
					1 社会福祉費補助金	1,310
	4 衛生費国庫補助金	2,102	928	3,030		
					1 保健衛生費補助金	928
	計	5,168,893	2,238	5,171,131		

第 17 款 都支出金 (補正額 10,404 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都 補 助 金	3,858,260	10,404	3,868,664		
	8 農林費都補助金	450	10,404	10,854		
					1 農業費補助金	10,404
	計	5,729,187	10,404	5,739,591		

(単位：千円)

説 明	
(環境課)	55,750
ごみ処理手数料	55,750

第15款 使用料及び手数料

(単位：千円)

説 明	
(生活福祉課)	1,310
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (1/2・2/3・3/4・10/10)	1,310
(健康課)	928
母子保健衛生費国庫補助金 (2/3)	928

第16款 国庫支出金

(単位：千円)

説 明	
(経済観光課)	10,404
都市農地保全支援プロジェクト事業補助金 (3/4)	10,404

第17款 都 支 出 金

第20款 繰入金 (補正額 59,993 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基金繰入金	939,328	59,993	999,321		
	1 財政調整基金繰入金	669,810	59,993	729,803		
					1 財政調整基金繰入金	59,993
	計	940,515	59,993	1,000,508		

第22款 諸収入 (補正額 41,639 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑収入	219,704	41,639	261,343		
	3 雑収入	219,358	41,639	260,997		
					1 雑収入	41,639
	計	745,611	41,639	787,250		

第23款 市債 (補正額 △1,649,600 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市債	3,431,590	△1,649,600	1,781,990		
	5 教育債	2,290,800	△1,649,600	641,200		
					3 学校給食債	△1,649,600
	計	3,431,590	△1,649,600	1,781,990		

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	59,993
財政調整基金繰入金	59,993
第20款 繰 入 金	

(単位：千円)

説 明	
(市民課)	4,860
稲城・府中墓苑組合負担金精算金	4,860
(環境課)	36,779
多摩川衛生組合負担金精算金	36,779
第22款 諸 収 入	

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	△1,649,600
第一調理場建替移転事業債	△1,649,600
第23款 市 債	

第2款 総務費 (補正額 156,171 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	総務管理費	2,528,634	172,177	2,700,811	2,238	0	0	35,021	134,918
	1 一般管理費	1,852,859	23,610	1,876,469	0	0	0	0	23,610
					0	0	0	0	21,112
					0	0	0	0	2,498
	6 財産管理費	115,482	138,732	254,214	0	0	0	35,021	103,711
					0	0	0	35,021	103,711
	9 電算管理費	409,499	6,380	415,879	2,238	0	0	0	4,142
					2,238	0	0	0	4,142
	10 市民協働推進費	61,578	3,455	65,033	0	0	0	0	3,455
					0	0	0	0	3,455
2	徴 税 費	413,361	△2,350	411,011	0	0	0	0	△2,350
	1 税務総務費	309,535	△2,350	307,185	0	0	0	0	△2,350

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	5,788	1 人件費 (人事課) 21,112
		2 給料 4,405
3 職員手当	19,991	人事異動等 4,405
		3 職員手当 19,357
4 共済費	△2,169	人事異動等 19,357
		4 共済費 △2,650
		人事異動等 △2,650
		15 再任用職員関係費 (人事課) 2,498
		2 給料 1,383
		人事異動等 1,383
		3 職員手当 634
		人事異動等 634
		4 共済費 481
		人事異動等 481
25 積立金	138,732	1 財産管理費 (財政課) 138,732
		25積立金 138,732
		公共施設整備基金積立金 103,711
		財政調整基金積立金 35,021
13 委託料	6,380	1 電算管理運営費 (情報管理課) 6,380
		13委託料 6,380
		システム開発委託 6,380
13 委託料	2,641	8 稲城ふれあいの森事業 (児童青少年課) 3,455
		13委託料 2,641
18 備品購入費	814	ふれあいの森運営等委託 2,641
		18備品購入費 814
		宿泊用テント 814

第2款 総 務 費

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	そ の 他	
2	(1 税 務 総 務 費)				0	0	0	0	△2,350
3	戸籍住民基本台帳費	167,797	△4,608	163,189	0	0	0	0	△4,608
	1 戸籍住民基本台帳費	167,797	△4,608	163,189	0	0	0	0	△4,608
					0	0	0	0	△4,608
4	選 挙 費	133,114	△9,326	123,788	0	0	0	0	△9,326
	1 選挙管理委員会費	30,176	△9,326	20,850	0	0	0	0	△9,326
					0	0	0	0	△9,326
6	監 査 委 員 費	29,088	278	29,366	0	0	0	0	278
	1 監査委員費	29,088	278	29,366	0	0	0	0	278
					0	0	0	0	278
	計	3,275,782	156,171	3,431,953	2,238	0	0	35,021	118,912

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	△1,372	1 人件費(人事課)	△2,350	
		2 給料	△1,372	
3 職員手当	△830	人事異動等	△1,372	
		3 職員手当	△830	
4 共済費	△148	人事異動等	△830	
		4 共済費	△148	
		人事異動等	△148	
2 給料	△2,784	1 人件費(人事課)	△4,608	
		2 給料	△2,784	
3 職員手当	△1,518	人事異動等	△2,784	
		3 職員手当	△1,518	
4 共済費	△306	人事異動等	△1,518	
		4 共済費	△306	
		人事異動等	△306	
2 給料	△4,828	1 人件費(人事課)	△9,326	
		2 給料	△4,828	
3 職員手当	△3,106	人事異動等	△4,828	
		3 職員手当	△3,106	
4 共済費	△1,392	人事異動等	△3,106	
		4 共済費	△1,392	
		人事異動等	△1,392	
3 職員手当	220	1 人件費(人事課)	278	
		3 職員手当	220	
4 共済費	58	給与改定等	220	
		4 共済費	58	
		給与改定等	58	

第2款 総 務 費

第3款 民生費 (補正額 17,216 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	4,805,616	22,833	4,828,449	0	0	0	0	22,833
	1 社会福祉総務費	342,003	△4,440	337,563	0	0	0	0	△4,440
					0	0	0	0	△4,440
	3 老人福祉費	267,242	△2,359	264,883	0	0	0	0	△2,359
					0	0	0	0	△2,359
	5 国民健康保険事業費	1,071,707	31,045	1,102,752	0	0	0	0	31,045
					0	0	0	0	△3,552
					0	0	0	0	34,597
	6 介護保険事業費	785,850	△367	785,483	0	0	0	0	△367
					0	0	0	0	△367

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	△3,268	1 人件費(人事課)	△4,440
3 職員手当	△727	2 給料	△3,268
4 共済費	△445	人事異動等	△3,268
		3 職員手当	△727
		人事異動等	△727
		4 共済費	△445
		人事異動等	△445
2 給料	△1,593	1 人件費(人事課)	△2,359
3 職員手当	△626	2 給料	△1,593
4 共済費	△140	人事異動等	△1,593
		3 職員手当	△626
		人事異動等	△626
		4 共済費	△140
		人事異動等	△140
2 給料	△1,967	1 人件費(人事課)	△3,552
3 職員手当	△829	2 給料	△1,967
4 共済費	△756	人事異動等	△1,967
28 繰出金	34,597	3 職員手当	△829
		人事異動等	△829
		4 共済費	△756
		人事異動等	△756
		2 国民健康保険事業特別会計繰出金(保険年金課)	34,597
		28 繰出金	34,597
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金	34,597
2 給料	△202	1 人件費(人事課)	△367
3 職員手当	△128	2 給料	△202
4 共済費	△37	人事異動等	△202
		3 職員手当	△128
		人事異動等	△128

第3款 民 生 費

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	(6 介護保険事業費)								
	7 後期高齢者 事業費	742,919	△1,046	741,873	0	0	0	0	△1,046
					0	0	0	0	△1,046
2	児 童 福 祉 費	8,798,836	△2,560	8,796,276	0	0	0	0	△2,560
	1 児童福祉総務費	596,211	△3,221	592,990	0	0	0	0	△3,221
					0	0	0	0	△3,221
	4 児童館費	91,598	661	92,259	0	0	0	0	661
					0	0	0	0	661
3	生 活 保 護 費	2,350,327	△3,493	2,346,834	0	0	0	0	△3,493
	1 生活保護総務費	286,144	△3,493	282,651	0	0	0	0	△3,493
					0	0	0	0	△3,493

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
			4 共済費	△37
			人事異動等	△37
2 給料	△615	1 人件費 (人事課)		△1,046
		2 給料		△615
3 職員手当	△560	人事異動等		△615
		3 職員手当		△560
4 共済費	129	人事異動等		△560
		4 共済費		129
		人事異動等		129
2 給料	△2,669	1 人件費 (人事課)		△3,221
		2 給料		△2,669
3 職員手当	△718	人事異動等		△2,669
		3 職員手当		△718
4 共済費	166	人事異動等		△718
		4 共済費		166
		人事異動等		166
2 給料	△306	1 人件費 (人事課)		661
		2 給料		△306
3 職員手当	610	人事異動等		△306
		3 職員手当		610
4 共済費	357	人事異動等		610
		4 共済費		357
		人事異動等		357
2 給料	△1,065	1 人件費 (人事課)		△3,493
		2 給料		△1,065
3 職員手当	△1,131	人事異動等		△1,065
		3 職員手当		△1,131

第3款 民 生 費

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2	給料	△300	1 人件費（人事課） 1,945
3	職員手当	1,728	2 給料 △300 人事異動等 △300
4	共済費	517	3 職員手当 1,728 人事異動等 1,728
			4 共済費 517 人事異動等 517
11	需用費	14,099	1 塵芥収集運搬処理事業（環境課） 25,071
1	消耗品費	12,427	11 需用費 14,099 ① 消耗品費 12,427 事業用 12,427
4	印刷製本費	1,672	④ 印刷製本費 1,672 諸用紙印刷 1,672
12	役務費	4,839	12 役務費 4,839 保管料 4,839
13	委託料	6,133	ごみ処理袋保管料等 4,839 13 委託料 6,133 ごみ処理袋取扱店受付・配送等委託 6,133
11	需用費	42	1 し尿収集運搬処理事業（環境課） 42
4	印刷製本費	42	11 需用費 42 ④ 印刷製本費 42 し尿汲取確認書印刷 42

第4款 衛生費

第 8 款 土 木 費 (補正額 21,206 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	土 木 管 理 費	521,290	△7,957	513,333	0	0	0	0	△7,957
	1 土 木 総 務 費	318,730	△7,957	310,773	0	0	0	0	△7,957
					0	0	0	0	△7,957
2	道 路 橋 梁 費	1,071,068	20,895	1,091,963	0	0	0	0	20,895
	2 道 路 維 持 費	152,337	20,895	173,232	0	0	0	0	20,895
					0	0	0	0	15,592
					0	0	0	0	5,303
3	河 川 費	88,954	9,145	98,099	0	0	0	0	9,145
	2 河 川 管 理 費	88,598	9,145	97,743	0	0	0	0	9,145
					0	0	0	0	3,476
					0	0	0	0	5,669
4	都 市 計 画 費	1,981,614	△877	1,980,737	0	0	0	0	△877
	1 都 市 計 画 総 務 費	108,721	2,389	111,110	0	0	0	0	2,389
					0	0	0	0	2,389

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	△4,516	1 人件費 (人事課)		△7,957
		2 給料		△4,516
3 職員手当	△2,008	人事異動等		△4,516
		3 職員手当		△2,008
4 共済費	△1,433	人事異動等		△2,008
		4 共済費		△1,433
		人事異動等		△1,433
13 委託料	7,833	1 道路維持補修等経費 (管理課)		15,592
		13 委託料		2,530
15 工事請負費	13,062	道路清掃等業務委託		2,530
		15 工事請負費		13,062
		緊急補修等工事		
		2 街路樹等維持管理経費 (管理課)		5,303
		13 委託料		5,303
		街路樹剪定及び草刈等業務委託		5,303
11 需用費	3,476	1 雨水排水ポンプ場管理経費 (管理課)		3,476
		11 需用費		3,476
6 修繕料	3,476	⑥修繕料		3,476
		施設用		3,476
13 委託料	5,669	2 公水路等浚渫事業 (管理課)		5,669
		13 委託料		5,669
		公水路等浚渫等業務委託		5,669
2 給料	578	1 人件費 (人事課)		2,389

第8款 土 木 費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当	1,232	2 給料 578 人事異動等 578
4 共済費	579	3 職員手当 1,232 人事異動等 1,232
		4 共済費 579 人事異動等 579
28 繰出金	△5,342	1 土地区画整理事業特別会計繰出金 (区画整理課) △5,342
		28 繰出金 △5,342
		土地区画整理事業特別会計繰出金 △5,342
19 負担金補助及び交付金	2,076	1 下水道事業会計負担金及び補助金 (都市計画課) 2,076
		19 負担金補助及び交付金 2,076
		下水道事業会計負担金及び補助金 2,076

第8款 土木費

第10款 教育費 (補正額 △1,719,871 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	教育総務費	423,762	410	424,172	0	0	0	0	410
	2 事務局費	214,728	410	215,138	0	0	0	0	410
					0	0	0	0	410
3	中学校費	755,453	47	755,500	0	0	0	0	47
	1 学校管理費	368,583	47	368,630	0	0	0	0	47
					0	0	0	0	47
5	社会教育費	1,094,360	1,317	1,095,677	0	0	0	0	1,317
	1 社会教育総務費	326,626	1,317	327,943	0	0	0	0	1,317
					0	0	0	0	1,317
6	保健体育費	2,783,217	△1,721,645	1,061,572	0	0	△1,649,600	0	△72,045
	2 体育施設費	206,328	30,000	236,328	0	0	0	0	30,000
					0	0	0	0	30,000
	3 学校給食費	306,682	1,666	308,348	0	0	0	0	1,666

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	△1,981	1 人件費 (人事課)	410	
		2 給料	△1,981	
3 職員手当	1,680	人事異動等	△1,981	
		3 職員手当	1,680	
4 共済費	711	人事異動等	1,680	
		4 共済費	711	
		人事異動等	711	
3 職員手当	10	1 人件費 (人事課)	47	
		3 職員手当	10	
4 共済費	37	給与改定等	10	
		4 共済費	37	
		給与改定等	37	
2 給料	△1,957	1 人件費 (人事課)	1,317	
		2 給料	△1,957	
3 職員手当	3,486	人事異動等	△1,957	
		3 職員手当	3,486	
4 共済費	△212	人事異動等	3,486	
		4 共済費	△212	
		人事異動等	△212	
15 工事請負費	30,000	3 市立公園内体育施設管理運営経費 (スポーツ推進課)	30,000	
		15 工事請負費	30,000	
		多摩川緑地公園内体育施設災害復旧整備工事		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△232	1 人件費（人事課） 1,666
3 職員手当	1,619	2 給料 △232
4 共済費	279	人事異動等 △232
		3 職員手当 1,619
		人事異動等 1,619
		4 共済費 279
		人事異動等 279
13 委託料	△17,151	2 第一調理場建替移転事業（建築保全課） △1,753,311
15 工事請負費	△1,736,160	13 委託料 △17,151
		第一調理場建替移転工事監理委託 △17,151
		15 工事請負費 △1,736,160
		第一調理場建替移転工事

第10款 教 育 費

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正	長 等 3	—	28,848	12,117 (4.20月分)	0	40,965	6,516	47,481	
後 補 正	長 等 3	—	28,848	12,117 (4.20月分)	0	40,965	6,436	47,401	
前 比 較	長 等 0	—	0	0	0	0	80	80	

給 与 費

2 一般職

(1) 総括

区 分	(再任用) 職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(27) 519	1,945,714	1,632,891	3,578,605
補 正 前	(27) 519	1,969,890	1,610,751	3,580,641
比 較	(0) 0	△24,176	22,140	△2,036

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	48,154	308,915	58,613	39,866	6,584	150,077
	補 正 前	47,754	311,923	57,462	37,949	6,541	137,883
	比 較	400	△3,008	1,151	1,917	43	12,194

注 再任用人数は外数であり、この表の職員数には含まれません。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		
給 料	△24,176	その他の減分	△ 24,176	育休取得等による減分 △ 13,329		
				新陳代謝等による減分 △ 10,847		
職 員 手 当	22,140	給与改定に伴う増分	10,149	給与改定に伴う増分 10,149		
				その他の増減分	11,991	災害対応による増分 13,749
						育休取得等による減分 △ 5,146
				新陳代謝等による増分 3,388		

明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
704,081	4,282,686	
703,845	4,284,486	
236	△1,800	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	義務教育等教員特別手当
3,431	0	919,385	18,185	33,800	1,795	43,892	194
3,431	0	910,503	19,185	33,800	240	43,892	188
0	0	8,882	△1,000	0	1,555	0	6

(単位 千円)

備	考
勤勉手当	支給率の増
時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当	台風15号及び台風19号の対応に伴う増

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)
令和元年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	308,554	334,578
	平均給与月額 (円)	431,931	414,123
	平均年齢	40歳10月	53歳4月
平成30年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	308,877	331,069
	平均給与月額 (円)	408,008	402,697
	平均年齢	40歳9月	54歳8月

イ 初任給

(単位 円)

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
I 類	改正後	183,700	—	186,700	—
	改正前	183,700	—	185,200	—
II 類	改正後	157,100	—	—	—
	改正前	157,100	—	—	—
III 類	改正後	145,600	142,000	150,600	147,900
	改正前	145,600	142,000	148,600	146,000

ウ 級別職員数

区	分	行政職 (一)			行政職 (二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和元年11月1日 現在		5級	12	3.2	—	—	—
		4級	41	10.8	4級	0	0
		3級	84	22.2	3級	3	33.3
		2級	57	15.1	2級	5	55.6
		1級	184	48.7	1級	1	11.1
		計	378	100.0	計	9	100.0
平成30年11月1日 現在		5級	11	3.0	—	—	—
		4級	40	10.8	4級	0	0
		3級	83	22.4	3級	3	23.1
		2級	55	14.8	2級	7	53.8
		1級	182	49.0	1級	3	23.1
		計	371	100.0	計	13	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種			
		行政職(一)	行政職(二)		
本年度	職員数 (A) (人)	518	377	9	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	454	320	7	
	号給数別内訳	1号給 (人)	25	21	1
		2号給 (人)	3	2	1
		3号給 (人)	2	2	0
		4号給 (人)	314	218	4
		5号給 (人)	98	71	1
	6号給 (人)	12	6	0	
比率 (B) / (A) (%)	87.6	84.9	77.8		
前年度	職員数 (A) (人)	519	373	13	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	455	321	7	
	号給数別内訳	1号給 (人)	23	16	2
		2号給 (人)	4	2	0
		3号給 (人)	3	3	0
		4号給 (人)	296	206	1
		5号給 (人)	118	87	4
	6号給 (人)	11	7	0	
比率 (B) / (A) (%)	87.7	86.1	53.8		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備考	
	6月 (月分)	12月 (月分)				
市	改正後	(1.20) 2.30	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	-
	改正前	(1.20) 2.30	(1.20) 2.30	(2.40) 4.60		
国	改正後	(1.175) 2.225	(1.175) 2.275	(2.35) 4.50	有	-
	改正前	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.35) 4.45		

() 内は再任用支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当（令和元年11月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	—

キ 地域手当（令和元年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	546
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		消防職	行政職(一)
給料総額に対する 比率 (%)	0.34	0.33	0.01
支給対象職員の比率(%) (令和元年11月1日現在)	22.53	20.15	2.38
代表的な特殊勤務 手当の名称	支給額の多い手当	救急手当、出場手当、機関手当	
	多くの職員に支給される手当	救急手当、出場手当、機関手当	

ケ その他の手当（令和元年11月1日現在）

（単位 円）

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																	
扶養手当	異なる	改定なし																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養等による区分</th> <th>市の場合</th> <th>国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 偶 者</td> <td>6,000 (課長職3,000)</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>9,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>父 母 等</td> <td>6,000 (課長職3,000)</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>	扶養等による区分	市の場合	国の場合	配 偶 者	6,000 (課長職3,000)	6,500	子	9,000	10,000	父 母 等	6,000 (課長職3,000)	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000		
扶養等による区分	市の場合	国の場合																	
配 偶 者	6,000 (課長職3,000)	6,500																	
子	9,000	10,000																	
父 母 等	6,000 (課長職3,000)	6,500																	
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000																	
住居手当	異なる	改定なし																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の場合</th> <th>国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。）</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000</td> </tr> </tbody> </table>	市の場合	国の場合	当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。）	15,000		借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000											
市の場合	国の場合																		
当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。）	15,000																		
	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000																		
通勤手当	異なる	改定なし																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の場合</th> <th>国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給</td> <td>交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月額支給限度額 55,000</td> </tr> </tbody> </table>	市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給	交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給		月額支給限度額 55,000											
市の場合	国の場合																		
交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給	交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給																		
	月額支給限度額 55,000																		

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

(廃止)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
第一調理場学校給食配送業務委託	学校給食課	186,007		

の につ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額
 の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書 の 廃 止

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
平成31年度から 令和7年度まで	186,007				186,007

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	12,699,735	13,717,395	2,761,800	971,669	15,507,526
補正額			△ 1,649,600		△ 1,649,600
計	12,699,735	13,717,395	1,112,200	971,669	13,857,926
(7) 教育債					
補正前	8,055,176	9,111,907	2,290,800	561,781	10,840,926
補正額			△ 1,649,600		△ 1,649,600
計	8,055,176	9,111,907	641,200	561,781	9,191,326
合 計					
補正前	23,083,995	24,123,210	3,431,590	1,809,684	25,745,116
補正額			△ 1,649,600		△ 1,649,600
計	23,083,995	24,123,210	1,781,990	1,809,684	24,095,516

第85号議案

平成 31 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成 31 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成31年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,737千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,425,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1	1,140	1,141
	1 国庫補助金	1	1,140	1,141
7 繰入金		1,017,501	34,597	1,052,098
	1 他会計繰入金	1,017,500	34,597	1,052,097
歳 入 合 計		7,389,937	35,737	7,425,674

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		32,860	1,243	34,103
	1 総務管理費	24,372	1,243	25,615
8 諸支出金		11,501	34,494	45,995
	1 償還金及び還付加算金	11,501	34,494	45,995
歳 出 合 計		7,389,937	35,737	7,425,674

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 4 款 国庫支出金 (補正額 1,140 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫補助金	1	1,140	1,141		
	2 事務費補助金	0	1,140	1,140		
					1 事務費補助金	1,140
	計	1	1,140	1,141		

第 7 款 繰入金 (補正額 34,597 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	1,017,500	34,597	1,052,097		
	1 一般会計繰入金	1,017,500	34,597	1,052,097		
					1 一般繰入金	34,597
	計	1,017,501	34,597	1,052,098		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	1,140
国民健康保険制度関係業務事業費補助金	935
社会保障・税番号制度システム整備費補助金(2/3)	205

第4款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	34,597
一般繰入金	34,597

第7款 繰 入 金

第86号議案

平成 31 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 31 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成31年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,342千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,279,631千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,092,566	△5,342	1,087,224
	1 他会計繰入金	1,092,566	△5,342	1,087,224
歳入合計		1,284,973	△5,342	1,279,631

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		118,904	△5,342	113,562
	1 総務管理費	118,904	△5,342	113,562
歳出合計		1,284,973	△5,342	1,279,631

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第 4 款 繰 入 金 (補正額 △5,342 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
	1 他 会 計 繰 入 金	1,092,566	△5,342	1,087,224		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,092,566	△5,342	1,087,224		
					1 一 般 会 計 繰 入 金	△5,342
	計	1,092,566	△5,342	1,087,224		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課) 一般会計繰入金	△5,342 △5,342

第4款 繰 入 金

給 与 費

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	13	48,130	39,203	87,333
補 正 前	14	51,309	40,274	91,583
比 較	△1	△3,179	△1,071	△4,250

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	998	7,535	1,031	801	0	3,329
	補 正 前	1,164	8,010	1,031	711	0	3,329
	比 較	△166	△475	0	90	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明
給 料	△3,179	その他の減分	△ 3,179	職員配置による減分 △ 2,927
				新陳代謝等による減分 △ 252
職 員 手 当	△1,071	給与改定に伴う増分	266	給与改定に伴う増分 266
				その他の減分
				新陳代謝等による減分 △ 10

明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
17,363	104,696	
18,455	110,038	
△1,092	△5,342	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当
0	0	23,754	675	1,080	0	0
0	0	24,139	810	1,080	0	0
0	0	△385	△135	0	0	0

(単位 千円)

備	考
<p>勤勉手当</p> <p style="text-align: center;">支給率の増</p>	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)
令和元年 11月1日 現在	平均給料月額 (円)	309,938	—
	平均給与月額 (円)	414,027	—
	平均年齢	41歳6月	—
平成30年 11月1日 現在	平均給料月額 (円)	310,947	—
	平均給与月額 (円)	408,219	—
	平均年齢	40歳10月	—

イ 初任給

(単位 円)

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
I類	改正後	183,700	—	186,700	—
	改正前	183,700	—	185,200	—
II類	改正後	157,100	—	—	—
	改正前	157,100	—	—	—
III類	改正後	145,600	142,000	150,600	147,900
	改正前	145,600	142,000	148,600	146,000

ウ 級別職員数

区	分	行政職 (一)			行政職 (二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和元年 11月1日 現在		5級	0	0.0	—	—	—
		4級	1	7.7	4級	0	—
		3級	3	23.1	3級	0	—
		2級	4	30.8	2級	0	—
		1級	5	38.4	1級	0	—
		計	13	100.0	計	0	—
平成30年 11月1日 現在		5級	0	0.0	—	—	—
		4級	2	13.3	4級	0	—
		3級	3	20.0	3級	0	—
		2級	4	26.7	2級	0	—
		1級	6	40.0	1級	0	—
		計	15	100.0	計	0	—

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分	職 員 数	(A)	(人)	合 計	代表的な職種		
					行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職 員 数	(A)	(人)	13	13	0	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)	11	11	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)	(人)	0	0	0
		2号給	(人)	(人)	0	0	0
		3号給	(人)	(人)	0	0	0
		4号給	(人)	(人)	9	9	0
		5号給	(人)	(人)	2	2	0
		6号給	(人)	(人)	0	0	0
比 率	(B) / (A)	(%)	84.6	84.6	—		
前 年 度	職 員 数	(A)	(人)	15	15	0	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)	14	14	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)	(人)	3	3	0
		2号給	(人)	(人)	0	0	0
		3号給	(人)	(人)	0	0	0
		4号給	(人)	(人)	9	9	0
		5号給	(人)	(人)	1	1	0
		6号給	(人)	(人)	1	1	0
比 率	(B) / (A)	(%)	93.3	93.3	—		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
		6月 (月分)	12月 (月分)			
市	改正後	2.30	2.35	4.65	有	—
	改正前	2.30	2.30	4.60		
国	改正後	2.225	2.275	4.50	有	—
	改正前	2.225	2.225	4.45		

カ 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当（令和元年11月1日現在）

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	—

キ 地域手当（令和元年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	13
国の指定基準に基づく支給率 (%)	15.0

ク その他の手当（令和元年11月1日現在）

(単位 円)

区分	国の制度との異同	差異の内容		
扶養手当	異なる	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合	国の場合
		配偶者	6,000 (課長職3,000)	6,500
		子	9,000	10,000
		父母等	6,000 (課長職3,000)	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000

住居手当	異なる	改定なし					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">市の場合</th> <th>国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)</td> <td>15,000</td> <td>借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000</td> </tr> </tbody> </table>	市の場合		国の場合	当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000
市の場合		国の場合					
当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000					
通勤手当	異なる	改定なし					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の場合</th> <th>国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給</td> <td>交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000</td> </tr> </tbody> </table>	市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000	
市の場合	国の場合						
交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000						

第87号議案

平成 31 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第2号）

平成 31 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成31年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 既定の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	下水道事業収益	1,961,201千円	1,833千円	1,963,034千円
第 2 項	営業外収益	792,814千円	1,833千円	794,647千円
支出				
第 1 款	下水道事業費用	1,896,745千円	1,833千円	1,898,578千円
第 1 項	営業費用	1,712,649千円	1,833千円	1,714,482千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 既定の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	資本的収入	666,285千円	243千円	666,528千円
第 3 項	他会計補助金	261,551千円	243千円	261,794千円
支出				
第 1 款	資本的支出	1,025,515千円	243千円	1,025,758千円
第 1 項	建設改良費	415,236千円	243千円	415,479千円

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第2号)
に関する説明書

平成31年度 東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道			1,961,201	1,833	1,963,034
事業収益	2 営業外収益		792,814	1,833	794,647
		3 他会計補助金	79,854	1,833	81,687

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道			1,896,745	1,833	1,898,578
事業費用	1 営業費用		1,712,649	1,833	1,714,482
		3 総 係 費	203,410	1,833	205,243

資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的 収入			666,285	243	666,528
	3 他会計補助金		261,551	243	261,794
		1 他会計補助金	261,551	243	261,794

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的 支出			1,025,515	243	1,025,758
	1 建設改良費		415,236	243	415,479
		4 建設総係費	30,811	243	31,054

平成31年度 東京都稲城市下水道

収益的収入

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業収益	1,961,201	1,833	1,963,034
	2	営業外収益	792,814	1,833	794,647
		3 他会計補助金	79,854	1,833	81,687

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業費用	1,896,745	1,833	1,898,578
	1	営業費用	1,712,649	1,833	1,714,482
		3 総係費	203,410	1,833	205,243

事業会計補正予算(第2号)実施計画説明書

及び支出

(単位:千円)

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計補助金	1,833	一般会計補助金 1,833

(単位:千円)

節		金額	説明
区	分		
1	給料	464	職員8人 464
2	手当	504	手当 504
3	賞与引当金繰入額	248	賞与引当金繰入額 248
4	法定福利費	372	東京都市町村職員共済組合負担金 489 " 追加費用 △ 124 " 既裁定年金負担金 △ 1 地方公務員災害補償基金負担金 8
5	法定福利費引当金繰入額	245	法定福利費引当金繰入額 245

資本的収入

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資本的収入		666,285	243	666,528
	3	他会計補助金	261,551	243	261,794
		1 他会計補助金	261,551	243	261,794

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資本的支出		1,025,515	243	1,025,758
	1	建設改良費	415,236	243	415,479
		4 建設総係費	30,811	243	31,054

及 び 支 出

(単位:千円)

節		金額	説 明
区 分			
1 一般会計補助金		243	一般会計補助金 243

(単位:千円)

節		金額	説 明
区 分			
1 給 料		△ 25	職員3人 △ 25
2 手 当		102	手当 102
3 賞与引当金繰入額		51	賞与引当金繰入額 51
4 法定福利費		39	東京都市町村職員共済組合負担金 86 " 追加費用 △ 39 地方公務員災害補償基金負担金 △ 8
5 法定福利費引当金繰入額		76	法定福利費引当金繰入額 76

給 与 費

1. 総括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				
	特別職	一般職	報 酬	給 料	賃 金	手 当	
補正後	収益的勘定支弁職員	0	(0) 8	0	31,901	0	34,556
	資本的勘定支弁職員	0	(0) 3	0	10,551	0	11,251
	合 計	0	(0) 11	0	42,452	0	45,807
補正前	収益的勘定支弁職員	0	(0) 8	0	31,437	0	33,804
	資本的勘定支弁職員	0	(0) 3	0	10,576	0	11,098
	合 計	0	(0) 11	0	42,013	0	44,902
比較	収益的勘定支弁職員	0	(0) 0	0	464	0	752
	資本的勘定支弁職員	0	(0) 0	0	△ 25	0	153
	合 計	0	(0) 0	0	439	0	905

()内は再任用で外数

手当の内訳	区分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 時 間 外 勤 務 手 当	特 殊 時 間 外 勤 務 手 当
	補正後		723	6,609	881	796	15
補正前		678	6,539	881	631	15	2,447
比較		45	70	0	165	0	0

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明
給 料	439	給与改定に伴う増分	—	
		普通昇給に伴う増分	—	
		その他増分	439	新陳代謝等による増分 439
手 当	905	給与改定に伴う増分	289	給与改定に伴う増分 289
		普通昇給に伴う増分	—	
		その他の増分	616	新陳代謝等による増分 616

明 細 書

(単位:千円)

計	法定福利費	合 計	備 考
66,457	12,352	78,809	
21,802	3,983	25,785	
88,259	16,335	104,594	
65,241	11,735	76,976	
21,674	3,868	25,542	
86,915	15,603	102,518	
1,216	617	1,833	
128	115	243	
1,344	732	2,076	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	退職手当組合負担金
0	0	27,150	720	310	0	0	6,156
0	0	26,304	1,005	310	0	0	6,092
0	0	846	△ 285	0	0	0	64

(単位:千円)

備 考	
勤勉手当	支給率の増

3. 給料及び職員手当の状況

(ア) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職(一)
令和元年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	322,845
	平均給与月額 (円)	420,723
	平均年齢 (歳)	43 歳 0 月
平成30年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	315,155
	平均給与月額 (円)	404,629
	平均年齢 (歳)	42 歳 11 月

(イ) 初任給

(単位:円)

区 分		行 政 職(一)	国の制度 一般行政職
I 類	改正後	183,700	186,700
	改正前	183,700	185,200
II 類	改正後	157,100	-
	改正前	157,100	-
III 類	改正後	145,600	150,600
	改正前	145,600	148,600

(ウ) 級別職員数 (再任用職員は外数のため、本票には含まれていません。)

区 分	行 政 職 (一)		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和元年11月1日 現 在	5 級	0	0.0
	4 級	1	9.1
	3 級	3	27.3
	2 級	2	18.2
	1 級	5	45.4
	計	11	100.0
平成30年11月1日 現 在	5 級	0	0.0
	4 級	1	9.1
	3 級	3	27.3
	2 級	2	18.2
	1 級	5	45.4
	計	11	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	行政職(一)
5級	部長
4級	統括課長・課長
3級	係長
2級	副係長
1級	主事

(エ) 昇給

区 分		合 計	職 種 行 政 職(一)	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	11	11	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	9	9	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1	1
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	4	4
		5号給 (人)	3	3
	6号給 (人)	1	1	
比 率 (B)/(A) (%)	81.8	81.8		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	11	11	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	8	8	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1	1
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	7	7
		5号給 (人)	0	0
	6号給 (人)	0	0	
比 率 (B)/(A) (%)	72.7	72.7		

(オ) 期末手当・勤勉手当

()内は再任用職員支給率

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階・職務の 級等による加算措置	備 考
		6月(月分)	12月(月分)			
市	改正後	(1.20) 2.30	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	-
	改正前	(1.20) 2.30	(1.20) 2.30	(2.40) 4.60		
国	改正後	(1.175) 2.225	(1.175) 2.275	(2.35) 4.50	有	-
	改正前	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.35) 4.45		

(カ) 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当(令和元年11月1日現在)

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%~10%加算)	-
国の制度 支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%~45%加算)	-

(キ) 地域手当(令和元年11月1日現在)

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	11
国の指定基準に基づく支給率 (%)	15.0

(ク) 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	0.04
支給対象職員の比率 (%) (令和元年11月1日現在)	100.00
特殊勤務手当の勤務名称	下水道 ^{きよ} 渠調査手当

(ケ) その他の手当(令和元年11月1日現在)

(単位:円)

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容		
扶養手当	異なる	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合	国の場合
		配偶者	6,000 (課長職3,000)	6,500
		子	9,000	10,000
		父母等	6,000 (課長職3,000)	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000
住居手当	異なる	改定なし		
		市の場合	15,000	国の場合 借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000
通勤手当	異なる	改定なし		
		市の場合 交通機関利用者運賃相当額 (6か月定期券等)を支給	国の場合 交通機関利用者運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000	

第88号議案

稲城市道路線の認定について（稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業関係・
1 路線）

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業において築造する予定の道路について、その一部を電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の電線共同溝を整備すべき道路に指定するため、これを稲城市道路線に認定する必要があることから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業関係・
1 路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

路線名	起 点	終 点
市道東長沼2109号線	東長沼1079番1地先	東長沼183番4地先

第89号議案

稲城市道路線の認定について（南山東部土地区画整理事業関係・10路線）

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

（提案理由）

南山東部土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、及び南山東部土地区画整理事業において築造する予定の区画道路について、その一部を電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の電線共同溝を整備すべき道路に指定するため、これを稲城市道路線に認定する必要があることから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（南山東部土地区画整理事業関係・10路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道東長沼2110号線	東長沼2433番地先	東長沼2444番地先
2	市道東長沼2111号線	東長沼2477番地先	東長沼2430番地先
3	市道東長沼2112号線	東長沼1461番1地先	東長沼2446番地先
4	市道東長沼2113号線	東長沼2570番1地先	百村1439番地先
5	市道東長沼2114号線	東長沼2587番地先	東長沼2587番地先
6	市道東長沼2115号線	東長沼2583番地先	東長沼2587番地先
7	市道東長沼2116号線	東長沼2564番1地先	東長沼2594番地先
8	市道東長沼2117号線	東長沼2594番地先	東長沼2604番地先
9	市道東長沼2118号線	東長沼2588番地先	百村1439番地先
10	市道東長沼2119号線	東長沼2604番地先	百村1432番地先

第90号議案

稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地区画整理事業関係・7路線）

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

（提案理由）

稲城小田良土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地区画整理事業関係・7路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

整理番号	路線名	起 点	終 点
1	市道坂浜2123号線	坂浜1333番3地先	坂浜1292番2地先
2	市道坂浜2124号線	坂浜1299番2地先	坂浜1290番1地先
3	市道坂浜2125号線	坂浜1299番3地先	坂浜1302番3地先
4	市道坂浜2126号線	坂浜1290番1地先	坂浜1302番1地先
5	市道坂浜2127号線	坂浜1290番1地先	坂浜1296番1地先
6	市道坂浜2128号線	坂浜1302番1地先	坂浜1302番1地先
7	市道坂浜2129号線	坂浜1296番4地先	坂浜1296番4地先

第91号議案

稲城市道路線の廃止について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・3路線）

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

（提案理由）

稲城市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・3路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線の全部又は一部を廃止する。

1 廃止

整理番号	路線名	起 点	終 点
(1)	市道1172号線	平尾442番地先	坂浜1427番地先

2 一部廃止

整理番号	路線名	旧新別	起 点	終 点
(2)	市道1058号線	旧	坂浜1255番4地先	坂浜1255番6地先
		新	平尾四丁目42番11地先	平尾四丁目11番8地先
(3)	市道1064号線	旧	平尾1058番8地先	平尾1047番1地先
		新	平尾四丁目42番4地先	平尾四丁目42番11地先

第92号議案

稲城市道路線の変更について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・1路線）

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

（提案理由）

稲城市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の変更について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり稲城市道路線を変更する。

路線名		起 点	終 点	重要な 経過地
市道1060号線	変更前	平尾1048番地先	平尾1066番地先	—
	変更後	平尾四丁目11番28地先	平尾四丁目42番21地先	—

第93号議案

稲城市道路線の認定について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・3路線）

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

（提案理由）

稲城上平尾土地区画整理事業において築造した道路及び稲城上平尾土地区画整理事業に伴い廃止する市道1172号線の残存区間を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・3路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

整理番号	路線名	起 点	終 点
1	市道平尾2120号線	平尾四丁目42番99地先	平尾四丁目42番99地先
2	市道平尾2121号線	平尾四丁目75番14地先	坂浜1427番地先
3	市道平尾2122号線	平尾二丁目83番25地先	平尾四丁目42番85地先

第94号議案

稲城市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線を廃止する。

路線名	起 点	終 点
市道1000号線	坂浜913番1地先	坂浜920番地先